事業廃止手続きについて(概要)

①
東京都へ旅行業の「事業廃止等届出書」を提出して下さい。※窓口持参(郵送不可)

受理日＝抹消日となります。

申請後7～10日後

通知書を交付します。認印持参のうえ来庁下さい。
希望者には郵送可。切手持参のこと。

①
旅行業の登録有効期間満了による登録の抹消

抹消後7～10日後

②
通知書を郵送で交付します。

②
旅行業の登録抹消通知書の交付

旅行業協会に未加入の場合

「東京官書普及㈱」へ営業保証金取戻公告の官報掲載依頼をして下さい。

＊令和7年4月1日から官報は電子化されています。なお、令和7年3月31日までの取り扱いは、従前どおりです。

●東京官書普及㈱　東京都官報販売所
公告事業部　(TEL)03－3292－1605

③
官報に営業保証金取戻公告を掲載(注)

掲載翌日から6ヶ月経過

④
官報掲載後、速やかに東京都に「旅行業者営業保証金取戻公告済届出書」を提出して下さい。

(添付書類)官報発行サイトに掲載された官報をプリントアウトしたもの(R7.3.31以前に掲載した場合は官報掲載部分の写し)※窓口持参又は郵送

東京都に対して旅行業務に関する債権の申し立てがない場合

⑤
東京都に営業保証金取戻しに関する「証明書交付申請書」を提出して下さい。

(添付書類)供託書の写し※窓口持参(郵送不可)
※証明書交付手順を厳守願います。
手順が守られていない場合には、追加書類が必要になる場合があります。
※申請書の持参者が旅行業者の社員である場合には、社員証(名刺)又は身分証、社員でない場合には委任状(証明書交付申請を含む。)及び身分証の提示が必要になります。

申請後7～10日後

⑥
証明書を交付します。認印持参のうえ来庁下さい。

希望者には郵送可、切手持参のこと

⑦
証明書を持参のうえ、供託している東京法務局で取戻し手続きをして下さい。(注)

旅行業協会の会員の場合

③
貴社が弁済業務保証金分担金を納付している旅行業協会で取戻し手続きを行って下さい。

●一般社団法人全国旅行業協会
東京都支部
(TEL)03－5210－2500

●一般社団法人　日本旅行業協会
(TEL)03－3592－1271

注1　名称、住所等は、登録簿(控)により正確に記入のこと。掲載内容に誤りがあった場合には、訂正公告又は再公告が必要となります。十分にご注意ください。
注2　官報発行サイトに掲載された官報が原本になりますので、ダウンロードし保存してください。

(注)取戻し手続きに必要な書類については、必ず事前に供託している東京法務局に確認して下さい。

●本局　供託課　03－5213－1234
●八王子支局　042－631－1377
●府中支局　042－335－4753
●西多摩支局　042－551－0360

【届出書等提出先】
★東京都産業労働局観光部振興課旅行業担当
(TEL)03－5320－4769